

玉村町こうのとりのり助成事業のご案内

～不妊治療をされているご夫婦へ～

玉村町では、不妊治療をされているご夫婦の、医療費に対する助成を行っています。ぜひご利用ください。

1. 対象者

- 申請時に、玉村町に住民登録してから1年以上経過しているご夫婦
- 町税に滞納がないご夫婦

2. 対象となる医療費

- 4月1日～翌年3月31日(1年度)の間に受けた不妊治療の医療費
 - ※保険診療一部負担額及び保険適用外負担額を含みます。
 - ※文書料や入院時の食事代、差額ベッド代等は対象外です。

3. 助成内容

- 不妊治療に要した医療費の1/2(千円未満切捨て)、上限額10万円
- 1組のご夫婦に対して、1年度あたり1回、通算5年間

4. 申請窓口

玉村町保健センター(0270-64-7706)

5. 申請方法

- 必要書類

①申請書

医療機関証明欄の記入には、医療機関によって費用がかかる場合があります。

ご夫婦分の申請をする場合は、医療機関でもお二人分の証明を受けてください。(患者氏名の証明を連名で受けてください。)

医療機関と保険薬局はそれぞれ別に証明を受けてください。

訂正がある場合は訂正印をお願いします。修正テープは使用しないでください。

- ②領収書(原本)、診療明細など診療内容や診療点数のわかるもの
- ③印鑑
- ④振込先の口座がわかるもの(通帳やカード等)のコピー

6. 申請期間

- 申請年度(4月1日～翌年3月31日)に受けた不妊治療は、原則としてその年度内(3月31日まで)に行ってください。(年度末が土日等、やむを得ない理由で申請期限を過ぎてしまう場合は、あらかじめ年度内に保健センターまでご連絡ください。)

その他、お問い合わせは…

玉村町保健センター 電話0270-64-7706

☆確定申告をするときは・・・

不妊治療に掛かった医療費は、所得税の確定申告の際に医療費控除の対象になります。しかし、このとり助成金は「保険金などで補填される金額」に当たりますので、医療費控除をする場合は忘れずに支払医療費から差し引いて計算してください。

☆不妊に関する専門的な相談は・・・

群馬県不妊専門相談センターへ

内容:女性産婦人科医と保健師が面談による相談

電話:027-269-9966(問い合わせ・予約)

予約受付時間:毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時